

雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する 教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱の概要

1. 本則改正

【第四次産業革命スキル習得講座を専門実践教育訓練として指定する際の基準を設定】

(1) 専門実践教育訓練に係る教育訓練の内容並びに期間及び時間に関する基準として、以下を追加

- 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程(平成29年経済産業省告示第182号)に基づき経済産業大臣が第四次産業革命スキル習得講座として認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、当該教育訓練の時間が30時間以上かつ期間が2年以内のものであること。

- 教育訓練のレベルの高さ(ITSSレベル4相当)を客観的に測定するための指標・審査体制等が整っていると認められる分野の教育訓練であること
- 教育訓練を通じて習得する知識・技術が如何なる業種・職種において、どのように活用可能かが明らかであること
- 企業からの送り出しによる者のみを対象とする教育訓練や、専ら起業人材の育成を目的とする教育訓練でないこと

(2) 専門実践教育訓練に係る教育訓練の実績に関する基準として以下を追加

- 当該教育訓練が上記(1)に該当する場合については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

就職・在職率 80%

2. 附則改正

【専門実践教育訓練の創設等に係る経過措置の見直し】

- 現行制度上、指定基準告示の附則において、指定基準告示の適用日前に一般教育訓練に指定されていた教育訓練のうち、専門実践教育訓練の5課程類型に該当する教育訓練であって、かつ、専門実践教育訓練の講座レベルの基準や、訓練期間・時間要件を満たさないものについて、一般教育訓練の指定基準を満たす場合には、平成30年3月31日までの間、一般教育訓練として指定することができるとする経過措置を規定しているところ。この経過措置の有効期間を当分の間、延長。

適用日

1 : 平成30年4月1日 2 : 公布の日

第四次産業革命スキル習得講座に対する審査の具体的な観点について

※ 教育訓練施設の管理運営体制等についても、
両制度において審査を行う。

第四次産業革命スキル習得講座認定制度 (経済産業省が審査・認定)

主に、教育訓練に対する産業界からのニーズの高さ、レベルの高さ、職業実践性の高さの観点から審査

主な基準(確認事項)

- ITSSレベル4相当以上の人材の育成を目指す教育訓練であること
- 審査、試験等により講座修了時における受講者の学習到達度を把握し、修了者に対しては修了証を交付するものであること
- 教育訓練の設計、教材開発、講義、修了評価等において、対象分野に係る実務経験等を有する領域専門家が関与していること
- 疑似環境を用いた実習、実技、演習又は発表などを伴う実践的な授業が教育訓練の50%以上を占めること
- 授業を行う時間・時期・場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること 等

第四次産業革命スキル習得講座の認定を受けた教育訓練について、専門実践教育訓練としての適格性を厚生労働省として改めて審査。

専門実践教育訓練給付金対象講座指定制度 (厚生労働省が審査・指定)

以下の教育訓練は、指定対象外

主に、労働者の中長期的なキャリア形成に資するものであるかという観点から審査

主な基準(確認事項)

- 教育訓練の時間が30時間以上、期間が2年以内であること
- 直近の開講実績において、就職・在職率80%以上を満たすこと
- 教育訓練のレベルの高さ(ITSSレベル4相当)を客観的に測定するための指標・審査体制等が整っていると認められる分野の教育訓練であること
- 教育訓練を通じて習得する知識・技術が如何なる業種・職種において、どのように活用可能かが明らかであること(申請時に具体的に記載・確認)
- 企業からの送り出しによる者のみを対象とする教育訓練や、専ら起業人材の育成を目的とする教育訓練でないこと(個人受講の実績又は個人受講により期待されるキャリア形成上の効果について申請時に具体的に記載・確認)

「中長期的なキャリア形成に資するもの」として人材開発統括官が定める基準案

(例)

- 30時間未満の講習・セミナー等
- 開講実績がない、乃至あっても就職・在職率が80%に満たない講座
- 特定のグループ企業・法人等の社内スキルの習得のための講座
- マネジメントやコーチングの方法等に重点を置いた講座
- その他個人で受講することによる具体的なキャリア形成上の効果が不透明な講座
- 起業人材の育成を主な目的とする講座

第四次産業革命スキル習得講座として想定されるプログラムの典型的イメージ

※「第四次産業革命スキル習得講座」の祖型となり得るプログラムの運営主体として、経産省から情報提供を受けたプロバイダー数社より厚労省が直接聞き取りを行い、共通的内容を取りまとめたもの。

訓練実施機関

高度IT分野の教育訓練の実施を基軸とする、企業形態の教育訓練プロバイダー等。

訓練時間数

概ね30時間～60時間程度（※訓練時間外の自習・演習準備等を想定しているものも有。）

訓練内容

- AI・IoT・ビッグデータ等の最先端のIT技術について、裏付けとなる知識を習得した上で、ビジネスでの活用方法を理解。演習重視のプログラムにより、知識をもとに自らサービスを企画し、手を動かす(システムの構築、データの入手・分析等)ことができる人材を育成。
- 高度情報セキュリティ分野について、裏付けとなる知識をもとに、疑似演習(サイバー攻撃対応の疑似演習等)を通じ、ビジネスの現場での実践能力を育成 等

プログラム開発・指導体制

教育訓練プログラムや教材の開発等に、大学教員、実務家などの当該領域の専門家が関与。講師には、IT企業等の実務経験者(兼業・出向等を含む。)を活用。

修了評価方法

教育訓練で取り扱った知識の定着度を確認するための記述試験、レポート又は技能の習得度を確認するための実技・演習(「自らIoTシステムを企画・構築し、データを採取」、「ビジネス目的に沿ったビッグデータ活用サービスを企画し、データを取得・分析・発表」等)により評価(※予め認定申請の際に経済産業省に提出した修了判定方法・基準に沿って修了を判断)

主な受講者層

ITベンダー／ユーザー企業のシステム部門の技術者のほか、マーケティングや商品企画、コンサルティング部門に所属する者なども想定。既にプログラミングやネットワーク、システム管理等に係る相応の知識・実務経験を有する者の受講が前提。

受講効果

修了証の交付により、ITSSレベル4相当以上の知識・技術を習得したことを見える化できることから、企業内でのキャリアアップや転職に有利(新規事業創出のためのプロジェクトへの登用等の事例あり)

教育訓練給付対象講座指定基準告示 附則（現行概要）

適用日前に指定した教育訓練について、専門実践教育訓練の①資格等レベルに該当し、かつ、②講座レベルに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たすときは、平成30年3月31日までの間、一般教育訓練として指定することができる。なお、当該指定は同日にその効力を失うものとする。

- 指定基準告示上、専門実践教育訓練の5課程類型に該当する教育訓練については、原則として一般教育訓練の指定対象外とされている。
- その上で、経過措置として、上記附則により、適用日前に一般教育訓練に指定されていた教育訓練のうち、専門実践教育訓練の5課程類型に該当する教育訓練であって、かつ、専門実践教育訓練の講座レベルの基準（就職・在職率、定員充足率、資格合格率等）や、訓練期間・時間要件を満たさないものについて、一般教育訓練の指定基準を満たす場合には、平成30年3月31日までの間、一般教育訓練として指定することができることとしていたところ。
- 現時点において、この経過措置に基づき一般教育訓練給付の対象となっている講座が100講座超存在する見込み。これらの講座は、平成30年4月1日付け指定（平成29年10月指定申請）により専門実践教育訓練としての基準を満たし、指定を受けない限り、専門実践教育訓練給付の対象にも、一般教育訓練給付の対象にもなることができない。

該当する講座の例

社会福祉士 14講座 製菓衛生師 12講座 介護福祉士 6講座 看護師 5講座 専門職学位課程 14講座 等

- このように、多数の講座に係る経過措置が失効することの影響の大きさ、また、これらの講座は一般教育訓練の指定基準自体は満たしていること等に鑑み、当分の間（※）、本経過措置の期限を延長することとする。
※一般教育訓練・専門実践教育訓練の関係のあり方（選択制の導入等）について、平成29年秋以降の「3年後の見直し」の一環で検討を行うこととし、その結論を得るまでの間。

參考資料

専門実践教育訓練指定に係るスケジュール(予定)

	平成29年度							平成30年度
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	平成30年4月
専門実践教育訓練(第四次産業革命 スキル習得講座)(厚生労働省)	▼7月31日 第1回人材開発分科会							
	パブリックコメント (8月上~下旬)							
			▼9月13日 第2回人材開発分科会					
			・10月上旬 指定基準告示改正					
			指定希望講座の受付					
					指定希望講座の調査及び審査			
								▼1月下旬~2月上旬 指定・不指定の決定 (通知発出)
								指定講座の開講
第四次産業革命スキル 習得講座(経済産業省) (参考)	▼7月31日告示公布・施行							
			公募期間					
				審査期間				
							▼12月中 プログラムの認定	認定講座の開講

※ 指定希望講座の受付は、原則、年に2回(4月、10月)実施。

※ スケジュールは現時点の見込み。

I T・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する。

■ 講座の要件

- ✓ 育成する職業能力・スキル、訓練の内容を公表
- ✓ 受講により習得する実務知識、技術、技能を公表
- ✓ 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な講座がカリキュラムの半分以上
- ✓ 審査、試験等により訓練の成果を評価
- ✓ 社会人が受けやすい工夫（e-ラーニング等）
- ✓ 事後評価の仕組みを構築 等

■ 実施機関の要件

- ✓ 継続的・安定的に遂行できること（講座の実績・財務状況等）
- ✓ 組織体制や設備、講師等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

■ 認定の期間

- ✓ 適用の日から3年間

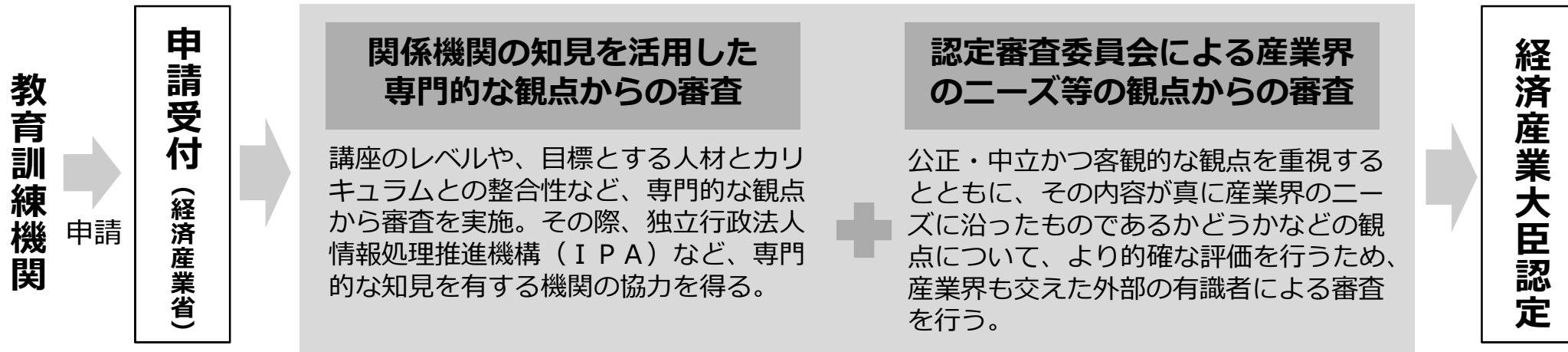
■ 対象分野・目標

※IT技術の基礎・初級は対象としない。

(1) IT (IT業界)	新技術・システム	① クラウド、I o T、A I、データサイエンス 等	開発手法 デジタルビジネス開発（デザイン思考、サービス企画、データ分析、アジャイル等）との組み合わせも想定	(目標) ITSSレベル4相当 を目指す
	高度技術	② ネットワーク、セキュリティ 等		
(2) 産業界のIT利活用		ものづくり、自動車、ロジスティクス分野 等		

※ I P A 等からの専門的な助言を踏まえ、外部専門家による審査を経て認定を行う

■ 認定フロー



■ 関係閣議決定等

○ 働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）（抄）

《ロードマップ—女性・若者が活躍しやすい環境整備及び雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実—「④女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練などの充実」》

【具体的な施策】

高度なIT分野を中心に、今後求められる能力・スキルに係る教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度を2017年度中に創設し、専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する

○ 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

3. 人材の育成・活用力の強化

i) 個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充

④「社会人の生涯学び直し」における「IT・データスキル」等育成の抜本拡充

民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）」を本年度中に創設する。これを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。

今般の「働き方改革」実現のため、働く方の自発的な職業能力開発の強力な支援として、教育訓練給付の給付率の引き上げ・利便性の向上等の制度改正に併せ、その効果を最大化できるよう、対象講座の拡充を行うこととする。

【参考】教育訓練給付に係る制度改正

- ・ 専門実践教育訓練給付の給付率・上限額引き上げ（6割→7割、48万円→56万円）、支給要件緩和（支給要件期間を10年→3年）
- ・ 教育訓練支援給付金の支給額の引き上げ（基本手当の5割→8割）、暫定措置の延長（平成33年度末まで）
- ・ 専門実践教育訓練給付・一般教育訓練給付ともに、出産・育児等による場合は、離職後4年以内→20年以内まで、受給可能に

課題

○産業競争力強化・生産性向上に資する分野における人材育成ニーズへの対応

- ・ 第四次産業革命を支える人材に求められる「高度IT分野」等のスキルを専門実践教育訓練を活用し習得できるようにすることが産業競争力強化・生産性向上の観点からも、雇用の促進・安定の観点からも重要。

○非正規雇用の若者・子育て女性等の再就職やキャリアアップのための講座の拡充

- ・ 非正規雇用の若者、子育て中の女性等のキャリアアップに資すると考えられる教育訓練受講機会の偏り・量的制約
- ・ 育児・介護等のために自宅を離れにくい者に対し、通学の不要なeラーニングの講座により、多様で質の高い教育訓練の機会を提供することが必要。

○講座の地域偏在

- ・ 地方部における指定講座数・バリエーション、ひいては受講機会の限定

当面の対応策

①高度IT技術等に関する講座の拡充

本年4月告示改正

- ・ 情報処理安全確保支援士資格（平成29年4月より国家資格試験実施予定）、プロジェクトマネージャ資格等、特に高度なIT資格の取得を目標とし、受講者が既に一定の高い能力レベルにあることを前提とした講座に限り、例外的に短時間の講座を含め指定対象とすることで、労働市場ニーズの高い高度IT人材の育成を推進。
- ・ 「高度IT分野をはじめとする産業界のニーズの特に高い分野における、産業所管省庁による認定を受けた職業実践性の高い講座」について、産業所管省庁による制度設計の具体化を踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象にすることを検討。

②子育て女性等のリカレント講座の拡充

- ・ 出産・育児等のためキャリアを中断した女性の職場復帰・キャリアアップに資する短期間の講座を拡充。
- ・ 子育て女性等の職場復帰・キャリアアップにつながる多様な講座を新規開発し、その成果を全国に普及。

③eラーニング講座等の拡充

本年4月局長定め改正

- ・ IT技術を用いた適切な方法により受講者の本人確認を行うことを要件として、通学の不要なeラーニングの講座も、指定対象とする（一般教育訓練も同様）。
- ・ 子育て女性や非正規雇用の在職者等にとって受講しやすい、土日・夜間講座の開講を促進。

上記のほか、資格制度の創設・設定に伴い、課程類型①に該当することとなったものとして、キャリアコンサルタント資格（平成28年4月1日より名称独占の国家資格化）の養成課程（職業能力開発促進法に基づき厚労大臣が認定）が専門実践教育訓練給付の対象となることを明確化。

本年4月局長定め改正

さらに、今後、以下の事項について、文科省の検討等を踏まえ、具体化を図る計画。

- 文科省にて創設を予定している「新たな高等教育機関」（平成29年通常国会に関連法案を提出・成立）について、制度設計の具体化を踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象講座とすることを検討。
- 文科省有識者会議における、職業実践専門課程等の専門学校における社会人の学び直しに関する議論を踏まえ、必要な措置を講じることを検討。